

基本の柱Ⅱ 安心して相談できる環境の充実

配偶者からの暴力は重大な人権侵害であり、また、今後暴力を受けずに安全に生活していくために、被害者だけで悩まず、早期に配偶者暴力相談支援センター（以下、「配暴センター」という。）等相談機関に相談し、支援につながる事が重要です。

また、被害者自らが声に出せない場合にも、「DV防止法」第6条（※）の規定による発見者からの通報により、早期に発見・対応がなされるよう、関係機関における緊密な連携が求められます。

県では、相談窓口の周知及び関係機関の連携強化に積極的に取り組むとともに、被害者が抱えている問題が複雑・困難であっても、被害者が安心して支援を求められるよう、相談者の立場に立った相談・支援の充実・強化に取り組んでいきます。

※DV防止法第6条第1項

配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

重点取組事項

早期相談に対応できるよう、市町村等関係機関と連携する他、SNS等を活用し相談窓口の周知に努めます。

指標

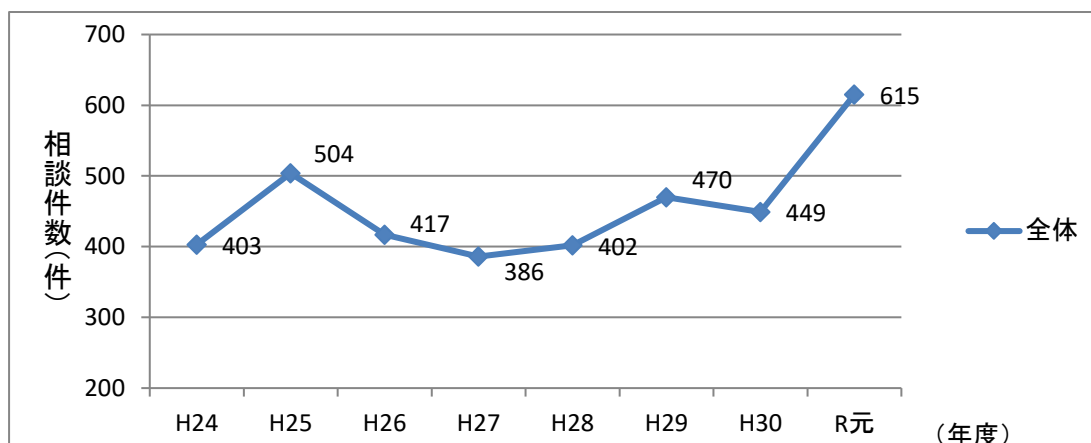
県民意識調査における「被害者がどこ（だれ）にも相談しなかった割合」（24.7%）を減少させる。

【施策の方向4】 早期相談のための相談窓口の周知 [重点項目]

現状

○本県の配暴センターにおけるDV相談件数（延べ件数）は、平成24年度から概ね横ばいの状況でしたが、令和元年度に615件（前年度比37.0%増）と大きく増加しています。内訳としては、来所相談が268件（前年度比18.6%増）であるのに対し、電話・その他による相談が347件（前年度比55.6%増）と大幅に増加しています。また、交際相手からのDV相談も増加傾向にあります。（図表7、図表8）

＜図表7 配暴センターにおけるDV被害者の相談件数（推移）＞



（県子ども家庭課調べ）

<図表8 配暴センターにおけるDV被害者の相談件数（相談窓口別）>

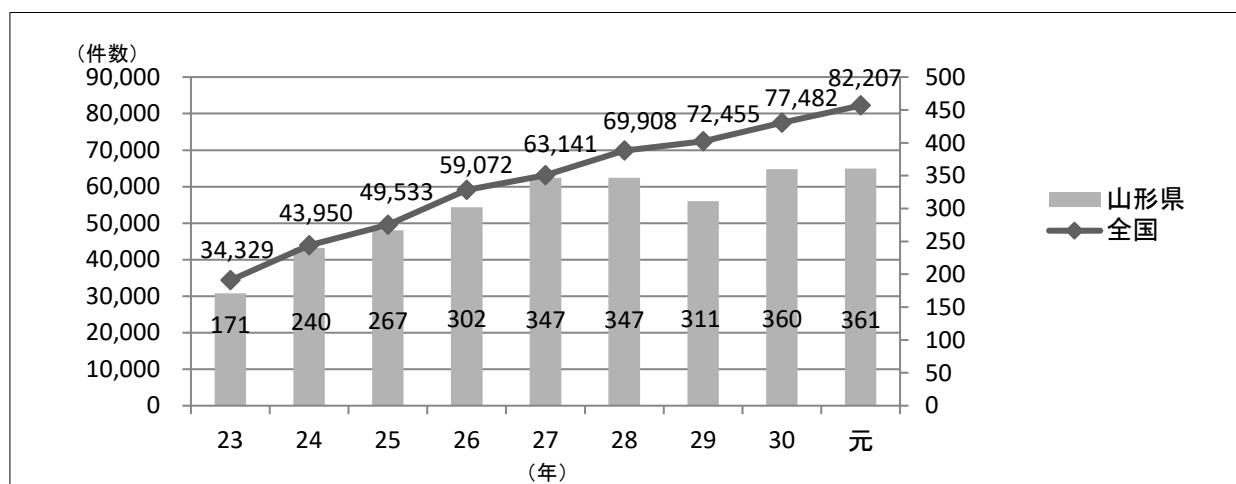
(単位:件)

年度	女性相談センター			総合支庁			合計		
	DV相談 件数 (A)	うち来所	うち交際相手 (※)によるDV	DV相談 件数 (B)	うち来所	うち交際相手 (※)によるDV	DV相談 件数 (A)+(B)	うち来所	うち交際相手 (※)によるDV
27	267	129	4	119	82	1	386	211	5
28	215	107	9	187	113	1	402	220	10
29	283	102	6	187	89	1	470	191	7
30	243	111	17	206	115	22	449	226	39
元	340	143	10	275	125	8	615	268	18

※ 「交際相手」とは、生活の本拠を共にする交際をする（した）関係に係るものを指す。
(県子ども家庭課調べ)

○本県の警察におけるDV事案の対応件数は、全国と同様に概ね増加傾向にありますが、直近5年間の増加幅は緩やかになっています。(図表9)

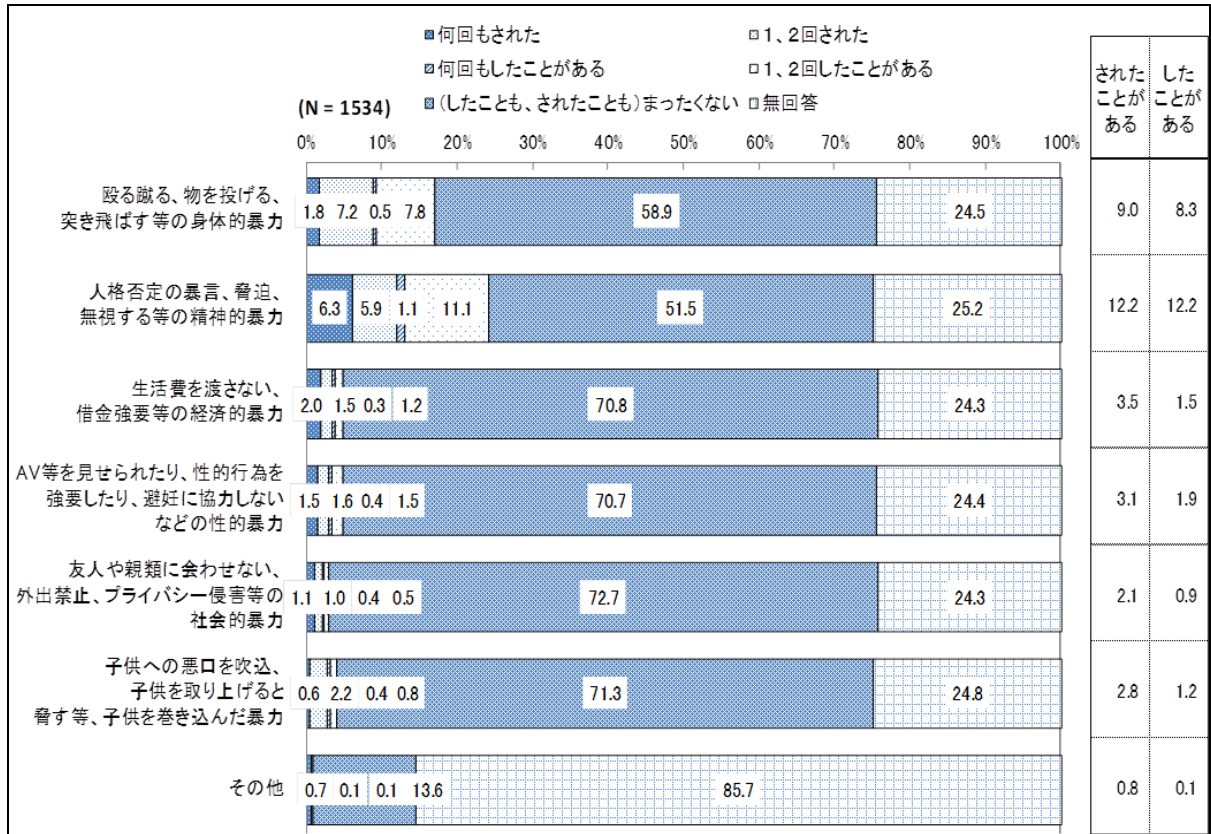
<図表9 警察における配偶者からの暴力事案等の対応件数の状況>



※平成26年から、生活の本拠を共にする交際をする関係によるものが含まれています。
(全国：警察庁調べ、山形県：県警察本部調べ)

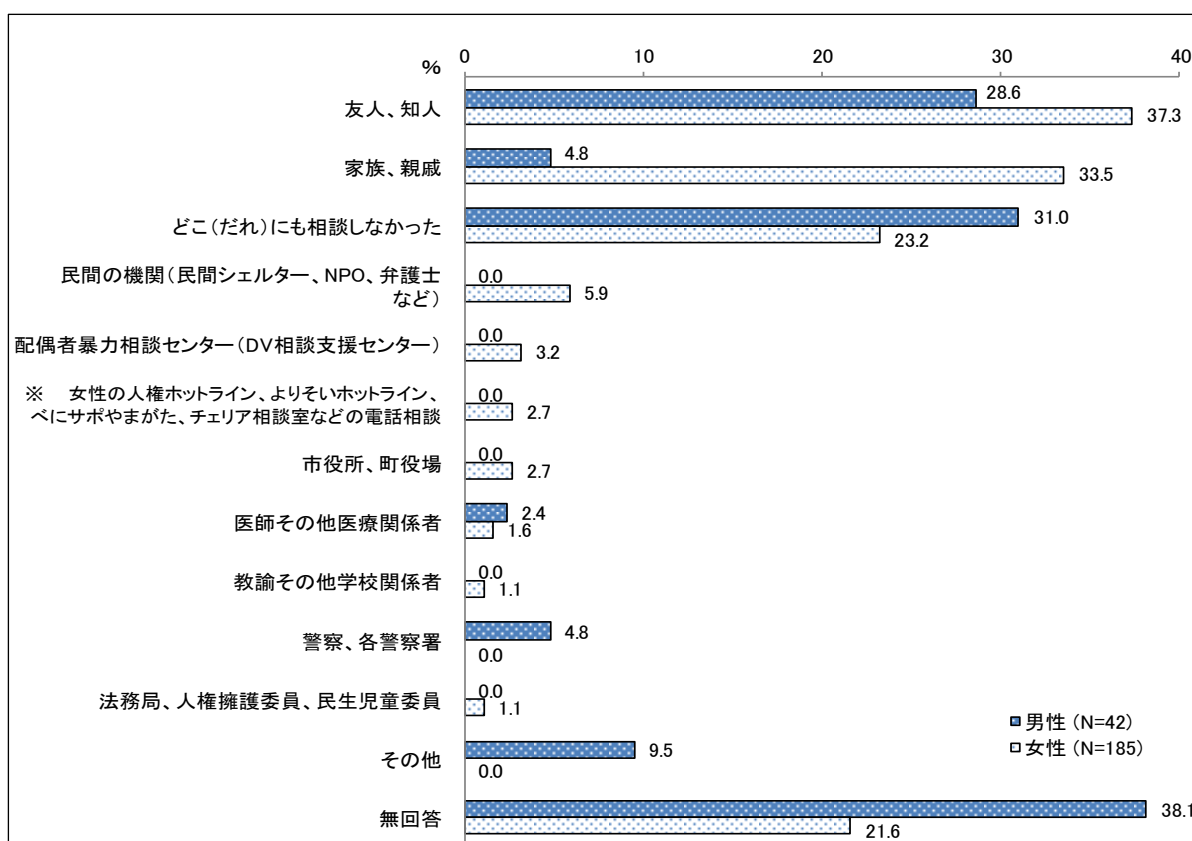
○県民意識調査によると、回答者の14.8%（前回調査15.8%）にDV被害を受けた経験があります。DV被害の内容別の割合では、「人格否定の暴言、脅迫、無視する等の精神的暴力」が12.2%で最も高くなっています。次いで「殴る蹴る、物を投げる、突き飛ばす等の身体的暴力」が9.0%となっています。（図表10）

<図表10 DV経験の状況>



○前項目（図表 10）で「DV被害を受けた経験がある」と回答した人の相談先については、女性は「友人・知人」（37.3%）、「家族、親戚」（33.5%）が高く、男性は「どこ（だれ）にも相談しなかった」割合（31.0%）が最も高くなっています。「どこ（だれ）にも相談しなかった」割合は女性においても高く（23.2%）、全体では 24.7%となっています。また、「配暴センター」に相談した人の割合が女性 3.2%、男性 0.0%、「市役所・町役場」に相談した人の割合が女性 2.7%、男性 0.0%など、公的機関への相談はどの機関においても低い割合となっています。（図表 11）

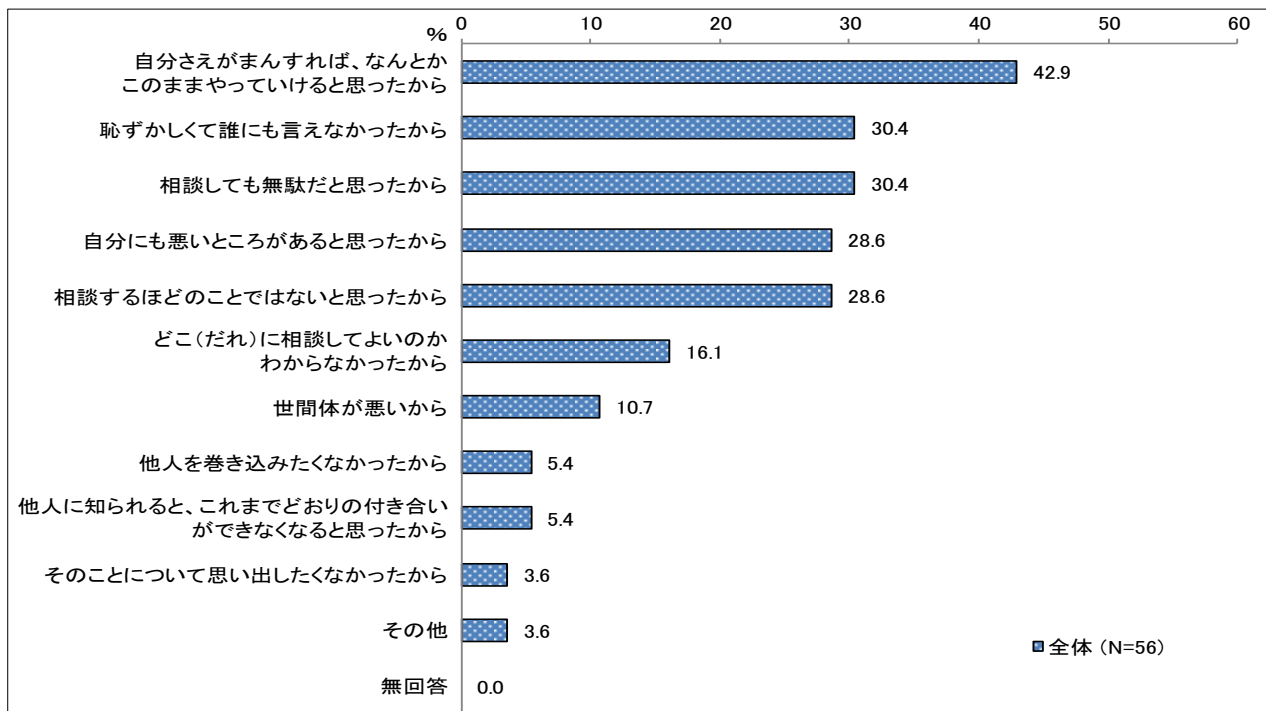
<図表 11 DVを受けた時の相談経験>



※「女性の人権ホットライン（法務省）、よりそいホットライン（厚生労働省）、べにサポやまがた（県性暴力被害者相談電話）、チェリア相談室（県男女共同参画センター）などの電話相談」を省略して記載。

○前項目（図表 11）で「どこ（だれ）にも相談しなかった」と回答した人の理由については、「自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていると来たから」が 42.9%と最も高く、次いで「恥ずかしくて誰にも言えなかったから」及び「相談しても無駄だと思ったから」が 30.4%となっているほか、16.1%が「どこ（だれ）に相談してよいのかわからなかったから」と回答しています。（図表 12）

<図表 12 DVを相談しなかった理由>



○市町村へのアンケート調査（令和 2 年 9 月、子ども家庭課実施）によると、各市町村でもリーフレットの窓口設置・配布やポスター掲示による周知のほか、市町村広報誌（5 市町村）や市町村ホームページ（5 市町村）への掲載、パープルリボン運動（4 市町村）の実施等、積極的な広報に取り組んでいる市町村もあります。

課題

○被害者が安心して、早期に相談できるよう、SNS 等相談しやすい相談窓口を整備するとともに、「どこ（だれ）にも相談しなかった」被害者ができ得る限り少なくなるよう、特に配暴センター等公的機関の相談窓口の周知を強化する必要があります。また、効果的な周知の実施のためには、被害者に身近な市町村及び地域の関係団体・民間団体との更なる連携が必要です。

○災害時や感染症などの危機下においては、不安やストレスなどにより DV や児童虐待、性被害の増加が懸念されており、発生した場合には、避難所等へ DV の予防に関する注意喚起や相談窓口の周知を行う必要があります。

【今後の方策①】 SNS等を活用した相談窓口の周知

○配暴センターが、より多くの被害者への支援の窓口となるよう、リーフレットの配布等従来の周知の手法に加えて、SNS等を活用し、様々な状況にある被害者の目に触れるように相談窓口の周知を行います。

施策	担当課	取組み概要
SNS等を活用した相談窓口の周知	子ども家庭課 若者活躍・男女共同 参画課	◆県のツイッター、フェイスブック「やっぱ山形。子育て若者応援隊」等SNSを活用し、相談窓口を周知。
広く県民に相談窓口等を情報提供	県警察広報相談課	◆DV相談窓口も含めた各種相談窓口チラシを作成し配布。 ◆併せてホームページに掲載。

【今後の方策②】 身近な市町村における相談窓口の周知

○市町村の協力を得て、住民に身近な場所で、地域に密着した相談窓口の周知・啓発を強化していきます。

施策	担当課	取組み概要
市町村と連携した相談窓口の周知	各総合支庁(地域配 暴センター) 子ども家庭課 若者活躍・男女共同 参画課	◆会議等を通じて、身近な市町村におけるDV相談窓口を周知強化(市町村の広報誌やホームページへの掲載、自治会等の協力を得たDV等各種相談窓口案内チラシの回覧等)を推進。

【今後の方策③】 「DV相談ナビダイヤル#8008 (はれれば)」「DV相談+ (プラス)」の周知

○内閣府が令和2年10月に導入した全国共通の「DV相談ナビ」短縮ダイヤル「#8008 (はれれば)」(※)やチャット・メールで相談ができる「DV相談+ (プラス)」について、県でも積極的に周知を行います。

施策	担当課	取組み概要
女性に対する暴力をなくす運動期間(11月)における周知	子ども家庭課 若者活躍・男女共同 参画課	◆県庁正面ロビーモニター、パネル展示、ラジオやSNS等様々な広報媒体を用いて、「#8008 (はれれば)」や「DV相談+ (プラス)」を周知。

※最寄りの配暴センター(本県は「山形県女性相談センター」)につながる。

【今後の方策④】 災害時や感染症拡大時における迅速な相談窓口の周知

○災害等が発生した場合、市町村等と連携し、避難所や家庭等へDVに関する注意喚起や相談窓口の周知を迅速に行います。

施策	担当課	取組み概要
女性の暴力に関する相談窓口一覧を作成・配布	若者活躍・男女共同参画課	◆平時から山形県版の女性の暴力に関する相談窓口一覧を市町村担当課、総合支庁に配布し備え、災害時には避難所への掲示を迅速に依頼。 (県内の相談窓口：付属資料(55頁)参照)
避難所等へDVの予防に関する注意喚起や相談窓口の周知を実施	各総合支庁(地域配暴センター) 子ども家庭課 若者活躍・男女共同参画課 防災危機管理課	◆災害時や感染症拡大時に市町村等と連携し、避難所や家庭等に、ストレスを高めない避難生活の留意点などDVの予防に関する注意喚起や相談窓口の周知を実施。 ◆避難所におけるDV、性暴力の防止など、男女共同参画の視点から避難所運営を促す周知チラシを配布。

【施策の方向5】 早期発見のための関係機関の連携強化

現状

- 県民意識調査による「DVを相談しなかった理由」は、「自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていると来たから」(42.9%)、「恥ずかしくて誰にも言えなかったから」(30.4%)と回答した人の割合が高く、被害者自らが声に出すことができないでいる状況にあることが伺えます。(20頁図表12参照)
- 県では、各関係機関に啓発用リーフレットを配布するとともに、DV被害者支援機関連絡会議及び地域DV被害者支援連絡協議会を開催し、被害者の早期発見や相談窓口の情報提供など関係機関に理解と協力を求め、連携体制を整備してきました。

課題

- 引き続き各関係機関にDVに関する周知・啓発等を実施し、周囲の関係者がDVの被害者に気づき、早期に発見・通報される連携体制を強化していくことが必要です。
- 特に医療関係者や民生委員・児童委員、人権擁護委員など地域で住民の相談・支援を行う関係者には、被害者の発見や通報への役割が期待されます。また、子どもがいる場合は、保健師等が新生児訪問や乳幼児健診等の際に気づいたり、学校関係者や保育機関の関係者が子どもの不自然な様子から気づいたりすることが期待されます。各関係機関が配暴センター等へスムーズに通報できる関係づくりも重要です。

【今後の方策①】 各関係機関にDVに関する周知・啓発等を実施し、早期発見を働きかけ

○医療関係者・救急隊員、母子保健関係者、保育・教育機関、高齢者・障がい者サービスの提供者、民生委員・児童委員、人権擁護委員等、被害者を発見しやすい各関係機関・関係者に、相談窓口の周知及び早期発見・通報の啓発を積極的に行います。

施策	担当課	取組み概要
DV被害者支援機関連絡会議の開催	子ども家庭課	◆医師会等が参加メンバーとなるDV被害者支援機関連絡会議を開催し、関係機関へ周知・啓発等を行い、早期発見・通報の連携体制を強化。
医療関係者への周知	子ども家庭課	◆啓発用リーフレットを医療機関等に配布。
救急隊員への周知	消防救急課	◆DVが疑われた場合の医師への情報提供等について、県内各消防本部に対し、救急隊員への周知協力を文書で依頼するとともに、会議等の機会を捉え周知。
母子保健担当者への周知	各総合支庁(母子保健担当) 子ども家庭課	◆母子保健に関する会議や研修会の開催、市町村要保護児童対策地域協議会への出席を通して、市町村母子保健担当等へDV被害者の早期発見・通報について周知。
保育・教育関係者への周知	子育て支援課 義務教育課 高校教育課 特別支援教育課	◆保育士を対象とした研修会や生徒指導に関する会議等の機会を捉え、子どもの観察によるDVの早期発見・通報について周知。
高齢者・障がい者福祉サービス提供者への周知	長寿社会政策課 障がい福祉課	◆研修会の開催等を通して、家庭内でのDVも含めた虐待の早期発見・通報について周知。
民生委員・児童委員への周知	地域福祉推進課 子ども家庭課	◆民生委員・児童委員を対象とした研修会を通して、啓発用リーフレットを配布し、DV被害者の早期発見・通報について周知。
人権擁護委員への周知	若者活躍・男女共同参画課	◆「デートDV防止出前講座」に地域の人権擁護委員の参加を働きかけ、DV被害者の早期発見・通報について周知。

【今後の方策②】 地域DV被害者支援連絡協議会を活用した連携強化

○地域DV被害者支援連絡協議会を開催し、各地域の関係者が顔の見える関係を築くことで、スムーズな通報や情報提供が行われるよう連携体制の強化を図ります。

施策	担当課	取組み概要
地域DV被害者支援連絡協議会の開催	各総合支庁(地域配暴センター)	<p>◆地域DV被害者支援連絡協議会を開催し、地域において被害者の早期発見、早期対応が行われるよう、警察を含む関係機関の緊密な連携と相互の協力体制を強化。</p> <p>◆実際の事例に基づいた課題の検討や情報共有を行うことで、実効性のある連携強化を推進。</p>

【施策の方向6】 相談者の立場に立った相談体制の充実

現状

○本県では、DV防止法に基づき、平成14年4月から県福祉相談センター（女性相談センター）、平成18年9月から各総合支庁担当課を配暴センターの機能を果たす施設とし、女性相談センターは中央配暴センター、各総合支庁担当課は地域配暴センターとして位置づけ、DVに関する相談業務を行っています。

○県民意識調査による「DVを相談しなかった理由」は、「自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていけると思ったから」（42.9%）、「相談しても無駄だと思ったから」（30.4%）、「自分にも悪いところがあると思ったから」（28.6%）と回答した人の割合が高いことから、被害者は様々な暴力に耐えながら、長い間無力感や心理的葛藤を抱えていることが伺え、心身ともに深く傷ついた状態で相談に至っていると考えられます。（20頁図表12参照）

○警察におけるDV事案の対応件数において、男性が被害者であるDV事案が全国と同様に本県においても増加傾向にあります。また、被害者の年齢は、各年共に20歳～40歳代が多くなっていますが、直近2年間は60歳以上の被害者が多くなっています。（図表13、図表14）

<図表13 警察における配偶者からの暴力事案等の対応件数の状況（性別）>

（単位：件）

年	全国		山形県	
	被害男性	被害女性	被害男性	被害女性
H27	7,557	55,584	47	300
H28	10,496	59,412	62	285
H29	12,440	60,015	45	266
H30	15,964	61,518	70	290
R元	17,815	64,392	65	296

（全国：警察庁調べ、山形県：県警察本部調べ）

<図表 14 警察における配偶者からの暴力事案等の対応件数の状況（年代別）>

(単位:件)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
10歳代	5	7	3	9	3
20歳代	63	80	64	65	70
30歳代	102	101	98	102	104
40歳代	87	67	84	75	78
50歳代	38	33	30	37	33
60歳以上	52	59	32	72	73

(県警察本部調べ)

課題

- 相談対応においては、被害者の心情を理解し、二次的被害（※）を防止するとともに、性別や年齢、国籍、障がいの有無に関わらず、相談者の立場に立って相談対応を行う体制を充実する必要があります。また、このため、SNSを活用した相談窓口の整備も検討する必要があります。
 - 近年、交際相手からのDV相談、男性被害者及び高齢者の相談が増加し、相談内容も多様化・複雑化しており、個々の相談に対しきめ細かな対応や多岐にわたる関係機関が連携して対応する必要があります。また、女性被害者や男性被害者がそれぞれ安心して相談できる環境づくりが必要です。
 - 相談担当職員（配暴センターや市福祉事務所の女性相談員、DV相談担当職員等）の資質向上のための研修の充実や、メンタルヘルスケア体制の整備についても一層の取組みが必要です。
- ※関係者のDVに対する理解が不十分なため、被害者に対し不適切な対応をし、被害者にさらなる被害が生じること。

【今後の方策①】 配偶者暴力相談支援センターの機能強化

- 中央配暴センター（女性相談センター）は、DV被害者支援の中核を担う機関として、被害者の心理的ケアなどの機能強化に努めるとともに、専門的な支援を必要とする事案や、処遇の難しい事案への対応、広域連携を含めた総合調整機能を充実します。
- 地域配暴センター（各総合支庁担当課）は、地域における相談機関として被害者に対し適切な支援に努めるとともに、市町村等の地域の相談窓口や民間支援団体等に対する専門的立場からの助言・指導を充実します。
- （中央及び地域）配暴センターでは、被害者に更なる被害（二次的被害）が生じることがないように、相談者の立場に立った相談体制の充実に取り組みます。

施策	担当課	取組み概要
「DV相談の手引き」の改訂・配布	子ども家庭課	<ul style="list-style-type: none"> ◆被害者に寄り添った支援が漏れなく行われるよう、「DV相談の手引き」を改訂し、配暴センター等関係機関に配布。 ◆「相談を受ける際の留意事項」として、被害者の意思尊重とともに、被害者を支える言葉と傷つける言葉を具体的に記載し、二次的被害を防止。
女性相談員による地域出張相談の実施	女性相談センター 各総合支庁(地域配暴センター)	◆町村における相談の要望状況等を踏まえながら、女性相談員が地域に出向いて被害者相談を実施。

【今後の方策②】 警察による被害者に寄り添った通報・相談への対応

○配暴センターは、市町村等関係機関とともに、警察が行う、被害者に対する緊急時に通報すべき旨や自衛手段の教示、加害者に対する指導警告等の教示のほか、配暴センター等相談機関の紹介など、被害者に寄り添った通報・相談への対応が円滑に進むよう、日常的に警察との緊密な連携を図ります。

施策	担当課	取組み概要
警察本部及び各警察署に被害者支援担当窓口を設置	県警察警務課	◆被害者からの相談に対し、配暴センター等関係機関と連携し、途切れない支援を実施。
人身安全関連事案対処体制の確立	県警察人身安全少年課	◆県警察本部長通達に基づき、DV事案を認知した段階から、一層迅速・適切に保護対策を推進。

【今後の方策③】 各種相談機関による相談窓口の設置及び連携強化

○配暴センター、市町村、警察、県男女共同参画センター、NPO等民間支援団体など多様な主体による相談窓口を複数設置することで、被害者がどのような状況にあっても、安心して相談できる環境を整備します。また、相談後の支援が途切れないよう、これら関係機関の連携を強化します。

施策	担当課	取組み概要
各種相談機関による相談窓口の設置	※付属資料(55頁)を参照	※付属資料(55頁)を参照
DV被害者支援機関連絡会議の開催	子ども家庭課 女性相談センター 各総合支庁(地域配暴センター)	<ul style="list-style-type: none"> ◆DV被害者支援機関連絡会議を開催し、相談窓口を設置している民間支援団体、関係機関、県関係部局間の連携を強化。 ◆被害者支援が途切れないよう、関係機関の顔の見えるネットワークづくりを意識しながら、相互の協力体制を強化。

【今後の方策④】 性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センターによる総合的・専門的支援の実施。「#8891（はやくワンストップ）」の周知。

○配暴センターは、性犯罪・性暴力被害者の総合的・専門的な支援を行う「やまがた性暴力被害者サポートセンター（べにサポやまがた）」と積極的に連携し、効果的な被害者の相談・支援を行います。

施策	担当課	取組み概要
「やまがた性暴力被害者サポートセンター（べにサポやまがた）」による被害者支援	消費生活・地域安全課	<ul style="list-style-type: none"> ◆専門の相談員による相談支援。 ◆相談内容に応じた関係機関への付き添い支援。 ◆医療機関の紹介・受診費用等を助成。 ◆ホームページにメールによる問い合わせフォームを開設し、メールから電話相談につなげる体制を構築。 ◆臨床心理士等の紹介・カウンセリング費用を助成。
性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター全国共通短縮番号「#8891（はやくワンストップ）」（※）の周知	消費生活・地域安全課 若者活躍・男女共同参画課 子ども家庭課	◆関係部局が互いに連携し、SNS等を活用しながら、DV相談ナビダイヤル等の周知と併せて、県民に幅広く周知。

※最寄りのワンストップ支援センター（本県は「べにサポやまがた」）につながる。

【今後の方策⑤】 男性専用DV相談窓口の設置に関する調査・研究

○配暴センターでは、引き続き相談者の性別や性的指向と性自認に関わらずDVについての相談に対応するとともに、県では、女性被害者や男性被害者がそれぞれ安心して相談できるよう、男性専用DV相談窓口の設置について調査・研究を行います。

施策	担当課	取組み概要
性別を問わないDV相談対応	女性相談センター 各総合支庁（地域配暴センター） 若者活躍・男女共同参画課	<ul style="list-style-type: none"> ◆配暴センターにおいて、相談者の性別や性的指向と性自認に関わらずDV相談に対応。 ◆県男女共同参画センター・チェリアに設置されている「男性ほっとライン」や民間支援団体と連携し対応。
男性専用DV相談窓口の設置に関する調査・研究	子ども家庭課 若者活躍・男女共同参画課	◆男性被害者、女性被害者等がそれぞれ安心して相談できる環境を整備するため、男性専用のDV相談窓口や配偶者暴力相談支援センターの設置について、国や他県の動向等情報を収集し、調査・研究を実施。

【今後の方策⑥】 高齢者・障がい者・外国人等の相談者への配慮

○高齢者に対するDVは高齢者虐待に、障がい者に対するDVは障がい者虐待に該当することから、配暴センターは、虐待対応の窓口となる市町村と十分に連携し、高齢者及び障がい者のDV相談に適切に対応します。

○配暴センターは、外国人である被害者や障がい者である被害者が、言語やコミュニケーション手段が原因で支援を受けにくいことがないよう、各関係機関と十分に連携し、配慮を要する被害者のDV相談に適切に対応します。

施策	担当課	取組み概要
高齢の被害者への支援	女性相談センター 各総合支庁(地域配暴センター)	◆市町村高齢者虐待相談窓口や地域包括支援センター等と連携し、被害者一人ひとりの状況に配慮しながら、適切に対応。
障がい者である被害者への支援	女性相談センター 各総合支庁(地域配暴センター)	◆市町村障がい者虐待相談窓口等と連携し、障がい者一人ひとりの障がいと状況に配慮しながら、適切に対応。 ◆県障がい福祉課や障がい者福祉関係機関と連携し、必要に応じて、手話通訳者の依頼を行うほか、筆談、拡大文字、わかりやすい表現等障がいの状況に応じたコミュニケーション手段を用いて、適切に対応。
外国人である被害者への支援	女性相談センター 各総合支庁(地域配暴センター)	◆(公財)山形県国際交流協会等と連携し、通訳ボランティア等の協力を得て、適切に対応。 ◆翻訳機(AI機器)の導入を検討。
高齢者・障がい者虐待防止会議の開催	長寿社会政策課 障がい福祉課	◆高齢者・障がい者虐待防止会議を開催し、関係機関等の連携を推進。
コミュニケーション手段の提供	障がい福祉課	◆県立点字図書館の職員が随時相談に応じ、ボランティアと協力しながら各種文書を点訳し情報を提供。 ◆県聴覚障がい者情報支援センター、福祉相談センターに手話通訳者を配置し、手話による相談支援を実施。 ◆来所が困難な遠方の聴覚障がい者に対し、FAX、Eメール等で相談に対応。
外国人からの相談対応	国際人材活躍支援課	◆外国人総合相談ワンストップセンターにおいて、多言語で相談に対応。 ◆(公財)山形県国際交流協会と連携し、通訳ボランティアを紹介。

【今後の方策⑦】 相談員等関係職員の人材育成

○被害者に対して不適切な対応をすることで二次的被害が生じることがないように、研修を充実し、女性相談員等の資質の向上を図ります。

○相談員等被害者の支援に直接携わる職員については、その職務の特性から、職務遂行の過程でいわゆる「バーンアウト（燃え尽き）」状態等心身の健康が損なわれることがあるため、研修等により女性相談員等のメンタルヘルスケアを行います。

施策	担当課	取組み概要
女性相談員の研修（メンタルヘルスケア）を実施	子ども家庭課	◆県内の女性相談員等を対象とした研修を実施するほか、県外研修にも派遣。 ◆DV被害者支援研修会等において、相談員のメンタルヘルスケアに係る研修を実施。
相談機関の実務者研修の開催	若者活躍・男女共同参画課	◆県男女共同参画センター・チェリアにおいて、ジェンダー問題を背景にした女性の悩み相談に的確に対応するため、相談機関の実務者を対象とした研修会を開催。
関係機関への研修会参加の案内・周知	子ども家庭課 若者活躍・男女共同参画課	◆県や国が開催するDV関連の各種研修について、市町村等関係機関に案内・周知。
警察安全相談業務担当者の研修を実施	県警察広報相談課	◆警察安全相談業務担当者等を対象とした専科教養を実施。
被害者支援員のスキルアップ	県警察警務課	◆警察職員に対する教養を充実させ、各警察署で指定されている被害者支援員のスキルアップを実施。
少年相談担当者の知識技能の向上	県警察人身安全少年課	◆少年相談担当者の知識技能の向上を図るため、関係研修会に参加。

【今後の方策⑧】 SNSを活用した相談窓口の整備

○SNSを活用したDVに関する相談窓口の整備及び支援機能の提供を検討します。

施策	担当課	取組み概要
SNSを活用した相談窓口の整備の検討	子ども家庭課	◆SNSを活用した相談体制を導入することにより、それを入り口として若年層をはじめとした被害者が支援に円滑につながるよう、SNSを活用した安全な相談窓口の開設、人材育成及び運用方法を検討。 ◆政府の動向、他県や民間団体の取組み状況等情報収集を実施。